第三十六号まで、第十一条第一号から第二十二号まで、第十三条第一号から第五号まで、第七号及び第二十号から第二十三号まで、第十四条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十五号まで並びに第十五条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十三条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十五条第八号については国立公園に係るものを、第十四条第四十四号及び第四十五号並びに第十五条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十五条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	（略）	（略）	（略）
		東北地方環境事務所	国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域
		中部地方環境事務所	国指定浅間鳥獣保護区のうち、群馬県内の区域
		近畿地方環境事務所	国指定大台山系鳥獣保護区のうち、三重県内の区域
第十四条第十三号から第二十号まで、第二十三号から第二十七号まで、第四十四号及び第四十五号並びに第十五条第十二号及び第十三号に掲げる事務（第十四条第四十四号及び第四十五号並びに第十五条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）

第六十二条　（略）

附　則

第一条～第三条　（略）

（離島希少種保全専門官の設置期間の特例）

第四条　（略）

２　第七条第二項の離島希少種保全専門官（前項に規定するものを除く。）は、令和十年三月三十一日まで置かれるものとする。

第五条・第六条　（略）

第三十六号まで、第十一条第一号から第二十二号まで、第十三条第一号から第五号まで、第七号及び第二十号から第二十三号まで、第十四条第一号から第十二号まで、第二十一号、第二十二号及び第二十八号から第四十五号まで並びに第十五条第一号、第二号、第四号、第八号、第九号及び第十一号から第十三号までに掲げる事務（第十三条第十八号、第十九号及び第二十一号並びに第十五条第八号については国立公園に係るものを、第十四条第四十四号及び第四十五号並びに第十五条第十二号については国指定鳥獣保護区に係るものを、第十五条第十三号については国立公園及び国指定鳥獣保護区に係るものを除く。）	（略）	（略）	（略）
		東北地方環境事務所	国指定大鳥朝日鳥獣保護区のうち、新潟県内の区域 福島県内の区域
		中部地方環境事務所	国指定浅間鳥獣保護区のうち、群馬県内の区域
		近畿地方環境事務所	国指定大台山系鳥獣保護区のうち、三重県内の区域
第十四条第十三号から第二十号まで、第二十三号から第二十七号まで、第三十九号及び第四十号並びに第十五条第十号、第十二号及び第十三号に掲げる事務（第十四条第三十九号及び第四十号並びに第十五条第十二号及び第十三号については、国指定鳥獣保護区に係るものに限る。）	（略）	（略）	（略）

第六十二条　（略）

附　則

第一条～第三条　（略）

（離島希少種保全専門官の設置期間の特例）

第四条　（略）

２　第七条第二項の離島希少種保全専門官（前項に規定するものを除く。）は、令和五年三月三十一日まで置かれるものとする。

第五条・第六条　（略）